

阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「変更計画（案）」の概要

1 計画のどこを変更したのですか。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）170床を平成26年度に整備予定として追加記載し、次期計画期間中（平成27～29年度）の開設を目指したものです。

2 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、どのような施設ですか。

昭和38年に施行された「老人福祉法」により、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が措置される施設として始まり、平成12年（2000年）の介護保険法の施行により、要介護の認定を受けた利用者が、各施設と直接契約を結ぶことになりました。そして、平成14年（2002年）から、申し込み順の入所を原則としていたのを改め、介護の必要の程度や家族の状況を配慮し、介護の必要性が高い人の入所を優先するよう制度に改正され、介護保険法上の名称は「介護老人福祉施設」とも言います。

3 計画変更しなければならない理由は何ですか。

一つ目として、特別養護老人ホームの待機者、すなわち入所申込者の状況であります。年々要介護の高い入所申込者が増えている状況にあります。そして、今年の2月に、当市の3開設事業者（社会福祉法人）に調査を実施しましたところ、約460人の入所申込者があり、そのうち在宅の方は、約6割の約270人おられ、要介護3以上の方は約170人であったことからです。

二つ目として、現在、家族形態の変化等により「単身高齢者世帯・約1,100人」、「夫婦のみの高齢者世帯・約2,200人」合計約3,300人（高齢者の約27%）や「認知症」の方々等が急速に増加が見込まれる将来の状況を踏まえ、一刻も早く「最後の砦」となる特別養護老人ホームの施設整備が必要であることからです。

4 介護保険料への影響はどうなるのですか。

第6期以降の整備計画の前倒しとして、第5期計画を見直します。そして、特別養護老人ホームの施設開設時期を平成27年度以降とし、現行計画期間中の介護保険料には影響させないで、第6期計画の介護給付費に反映させることとします。＜第1号被保険者（65歳以上）の基準額で月額約360円、年額約4,300円の上昇が見込まれます。＞

5 介護サービス費と財源の内訳はどうなっていますか。

- 介護サービス費のうち、10%を利用者が負担し、残りの90%を保険から給付します。
- 保険からの給付費の財源は、公費が50%、残りの50%が保険料で賄われています。
- ※ 第1号被保険者（65歳以上）の保険料21%＋第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の保険料29%＝50%